

とよた SDGs ポイントシステム構築業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

現行のとよたSDGsポイントシステム（以下、「システム」という。）に代わり、市民の利便性と参加意欲の向上・域内消費の促進・事務作業の効率化を図る新規システムを構築するとともに、本システムと連携し、市民参加型の自発的なSDGsの取組を実現するための機能を開発し、構築後の運用を行う。

2 契約の概要

(1) 業務名

とよたSDGsポイントシステム構築業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限

委託期間の開始日から令和9年3月31日まで

初期構築 委託期間の開始日から令和8年12月28日まで

運用保守（令和8年度） 令和9年1月4日から令和9年3月31日まで

【参考】運用保守（令和9年度以降） 令和9年4月1日から令和13年3月31日まで

3 提案限度額（初期構築費用及び3か月分の運用保守費用）

5,390,000円（消費税込み）

※【参考】令和9年度分運用保守費用：3,960,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 令和3年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として以下の全ての業務の履行実績を有する者であること。

- ・ 1件当たり税込300万円以上のポイント発行用システムの構築業務
- ・ ポイント発行用システムの運用業務

イ 本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報の保護及びデータ管理の観点から、以下の認証のいずれかを取得していること。なお、本市との契約者（契約者と開発者が異なる場合は開発者も）が取得していること。

(ア) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001又はJIS Q 27001）

(イ) プライバシーマーク（JIS Q 15001）

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

5月25日（月）	業者選定審査会による方式の決定
5月26日（火）	事業実施の公告及び公表並びに公募の開始
5月26日（火）	業務説明資料等の交付開始
6月 8日（月）	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
6月 9日（火）	参加資格確認通知書の送付
6月12日（金）	質問の回答期限
6月19日（金）	提案書等の提出期限
6月26日（金）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
6月29日（月）	選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
7月21日（火） 予定	業者選定審査会による業者の決定
7月29日（水） 予定	見積徴取
8月 6日（木） 予定	契約締結

(2) ヒアリング

- ア 日時 6月26日（金） 午後2時～午後7時のうち指定する25分間
- イ 場所 豊田市役所 南31会議室（南庁舎3階）
- ウ 備考
- ・ 提出された企画書等に基づき1社25分（説明10分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。
 - ・ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・ 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

6 選考委員

委員長	環境部 副部長	塩谷 誠
委員	学識経験者	杉山 範子（豊田市環境審議会委員）
	学識経験者	古澤 礼太（中部大学教授）
	未来都市推進課 課長	清水 智哉

7 提案書等の提出書類

A 4 サイズ片面 6 枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載し、（提出部数は正本 1 部、副本 7 部）副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

（1）会社概要・業務経歴

会社概要及び「4 参加資格要件（7）」に掲げる対象業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

（2）業務担当体制

業務担当責任者及び担当者の資格、経歴、ポイント発行用システムの構築及び運用業務の実績と経験年数、現在の手持ち業務

（3）業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、課題及びその対応等

（4）本業務への提案や意見

ア システム構築内容に関する提案

- ・画面構成
- ・市民及び加盟店の主な操作方法
- ・不正利用防止対策
- ・市民の SDGs の目標達成を支援する仕組み
- ・誰もが分かりやすく操作しやすいシステムの構築

イ 現行システム利用者に対する移行支援に関する提案

ウ セキュリティ対策に関する提案

エ 運用保守に関する提案

- ・運用保守範囲及び内容、運用保守除外要件
- ・障害時復旧体制、サポート体制

（5）工程計画（導入スケジュール）

（6）見積書及び積算内訳書（1 部）

※システム構築費用と運用保守費用に分けて、内訳をできるだけ詳細に記載すること

※令和 9 年度から 12 年度までの各年度の運用保守費用についての見積書も提出すること

8 評価基準

（1）下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（90 点）【事務局評価】

- （ア）企業の業務実績（10 点）
- （イ）業務担当者等の業務実績・能力（80 点）

イ 業務実施計画等（72 点）【選考委員評価】

- （ア）業務実施方針（16 点）

- (イ) システム構築内容に関する提案 (40点)
- (ウ) 現行システム利用者への移行支援に関する提案 (8点)
- (エ) 工程計画 (4点)
- (オ) 取組意欲 (4点)

ウ 価格 (50点)【事務局評価】

※評価点 (500点) = ア (業務経歴 (90点)) + イ (業務実施計画 (72点) × 5人) +
ウ (価格 (50点))

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち50点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 50 \text{点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

(3) 最高得点のものが同点の場合は、評価項目のうち「イ 業務実施計画等」の合計得点が高い者を最優秀提案者として選定する。

(4) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。
- (4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (7) 全ての提案者の社名、評価結果 (得点) 及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (8) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和12年度までのとよたSDGsポイントシステム運営業務委託について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。な

お、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合があります。

10 問合せ先

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所 環境センター1階 環境政策課

電話 (0565) 34-6650

FAX (0565) 34-6798

電子メール kansei@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>